

次期

京都市食の安全安心推進計画

(令和3年度～令和7年度) 骨子案

皆様からの御意見を募集します！

おあがりす

京都市食の安全安心
啓発キャラクター



京都市では、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年3月に「第2期京都市食の安全安心推進計画」を策定し、市民、食品等事業者の皆様とともに、京都の食の安全安心を確保するための取組を進めてきました。

現推進計画の計画期間は今年度末までであることから、現在、次期推進計画の策定に向け、「京都市食の安全安心推進審議会」において議論を進めているところです。

この度、「次期京都市食の安全安心推進計画骨子案」を取りまとめましたので、市民や関係者の皆様からの御意見を募集します。

募集期間

令和2年11月18日(水)～12月25日(金)

応募方法

電子メール、郵送、FAX（様式は自由です）
ホームページの意見募集フォーム



パブコメくん

御意見の送付先及び問合せ先

TEL : 075-222-3429 FAX : 075-222-4062

電子メール : kenkoanzen@city.kyoto.lg.jp

意見募集フォーム : <https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/0000276491.html>

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル7階
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 食品安全担当



京都市
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

京都市では、食品等事業者や市民及び観光旅行者の皆様と協働しながら、食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図り、信頼を得ることを目的として、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」（以下「条例」といいます。）を平成22年4月に施行しました。

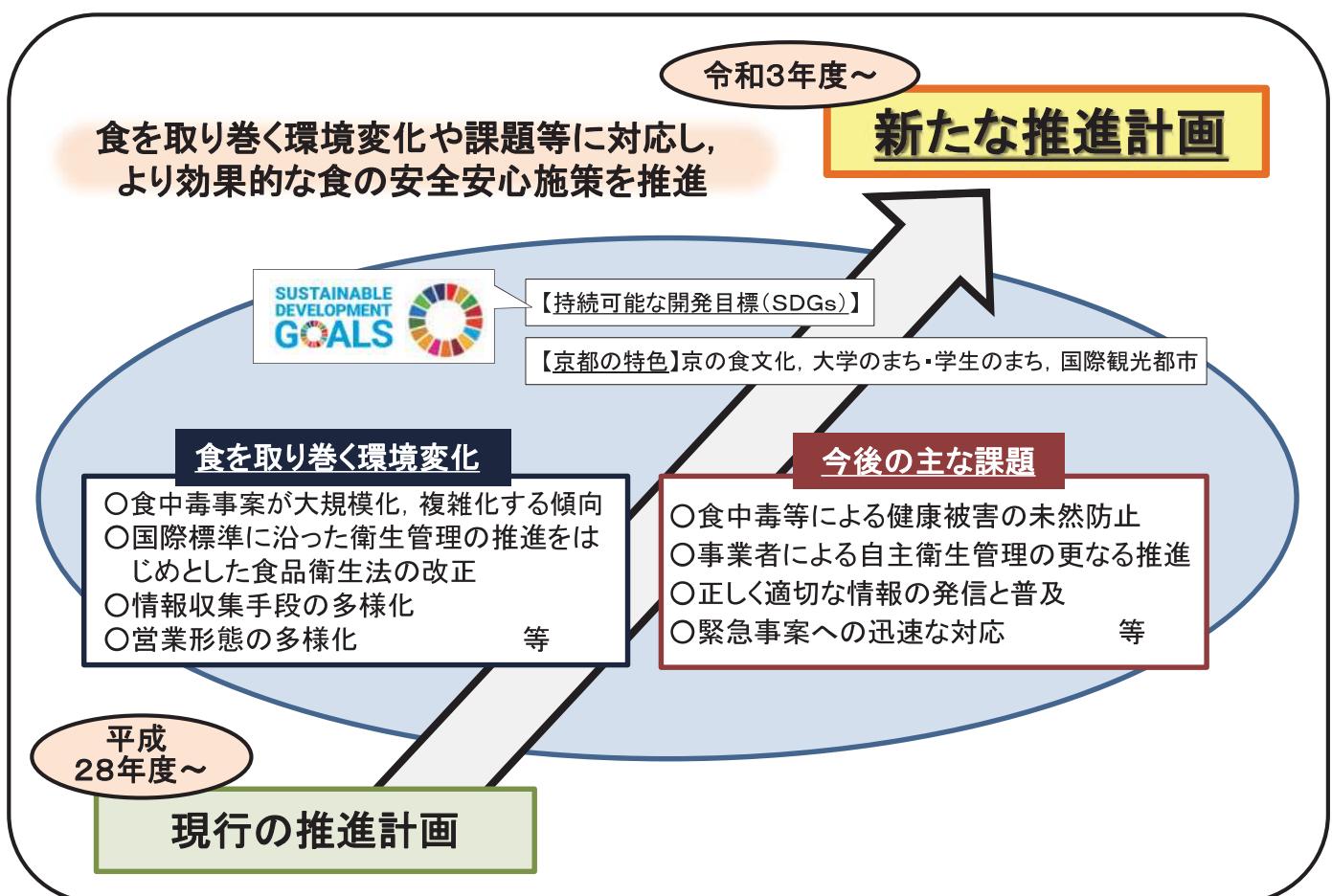
条例に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に「京都市食の安全安心推進計画（平成23年度～27年度）」を、平成28年3月には「第2期京都市食の安全安心推進計画（平成28年度～令和2年度）」を策定し、市民や観光旅行者、食品等事業者の皆様とともに、京都の食の安全安心を確保するための取組を進めてきました。また、計画策定後に発生した食の安全性に関わる様々な問題に迅速に対応してきました。

近年、食品流通の広域化等を背景とした広域散発食中毒事案、食品衛生法の改正、社会情勢の変化に伴う営業形態の多様化など、食を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、新たな課題や問題に対応するため、令和3年度以降の新たな推進計画を策定します。

(2) 新たな推進計画の策定

現行の推進計画の目指すべき姿や施策の体系を継承することを基本としつつ、食を取り巻く環境変化や課題等を踏まえ、令和3年度からの新たな推進計画を策定します。



2 推進計画の基本的事項

(1) 推進計画の基本理念及び各主体の責務・役割

条例では、市民及び観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的に、食品等の安全性の確保及び安心な食生活の実現に向け様々な施策を講じることとしています。

条例に掲げる3つの基本理念にのっとり、京都市、食品等事業者及び市民等の皆様がそれぞれの責務と役割を担い、食の安全安心施策に取り組みます。

(2) 目指すべき姿

条例に掲げる基本理念や各主体の責務と役割を踏まえて、食の安全安心に関する問題に対応するとともに、より効果的に食の安全安心施策を推進し、「**食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち**」を目指します。

条例に掲げる3つの基本理念

- 1 市民の健康の保護を最優先とした取組
- 2 食品等の生産から販売に至る一連の行程における安全管理
- 3 科学的知見に基づく健康被害の未然防止

目指すべき姿

**食の安全性が確保され、
安心して食生活を営むことができる京のまち**

各主体の責務・役割

市民等

- 正しい知識を身につけ、適切に行動
- 本市施策への意見表明及び協力

京都市

- 食の安全安心施策を総合的に策定・実施
- 施策に市民等の意見を反映

相互協力

食品等事業者

- 自主的な衛生管理の実施
- 安全性に関する知識の習得
- 正確かつ適切な情報提供
- 本市施策に協力

食の「安全」と「安心」の考え方について

食品の「安全」が確保されていたとしても、必ずしも消費者の「安心」につながるものではありません。

「安全」とは、客観的なものであり、食品は危害を及ぼす可能性（リスク）があることを前提に、最新の科学的な根拠に基づいて、健康への影響が及ばない範囲まで予防、抑制されている状態をいいます。

「安心」とは、個人の主観的なものであり、食品の安全性の確保に向けた行政や食品事業者の様々な取組について、消費者が正しく適切な情報を十分に得て理解するとともに、多くの消費者の納得が得られ、信頼が構築されている状態をいいます。

安心
(主観的)

信頼

正しく適切な情報

安全
(客観的)

おあがりス
京都市食の安全安心
啓発キャラクター



(3) 推進計画の位置付け

推進計画は、条例第9条に基づき、「京都市食の安全安心推進審議会」の意見を踏まえ、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や取組等について定めるものです。

また、「京都市基本計画」の分野別計画に位置付け、関連分野と整合、連携を図りながら、各種施策を推進します。

(4) 推進計画の期間

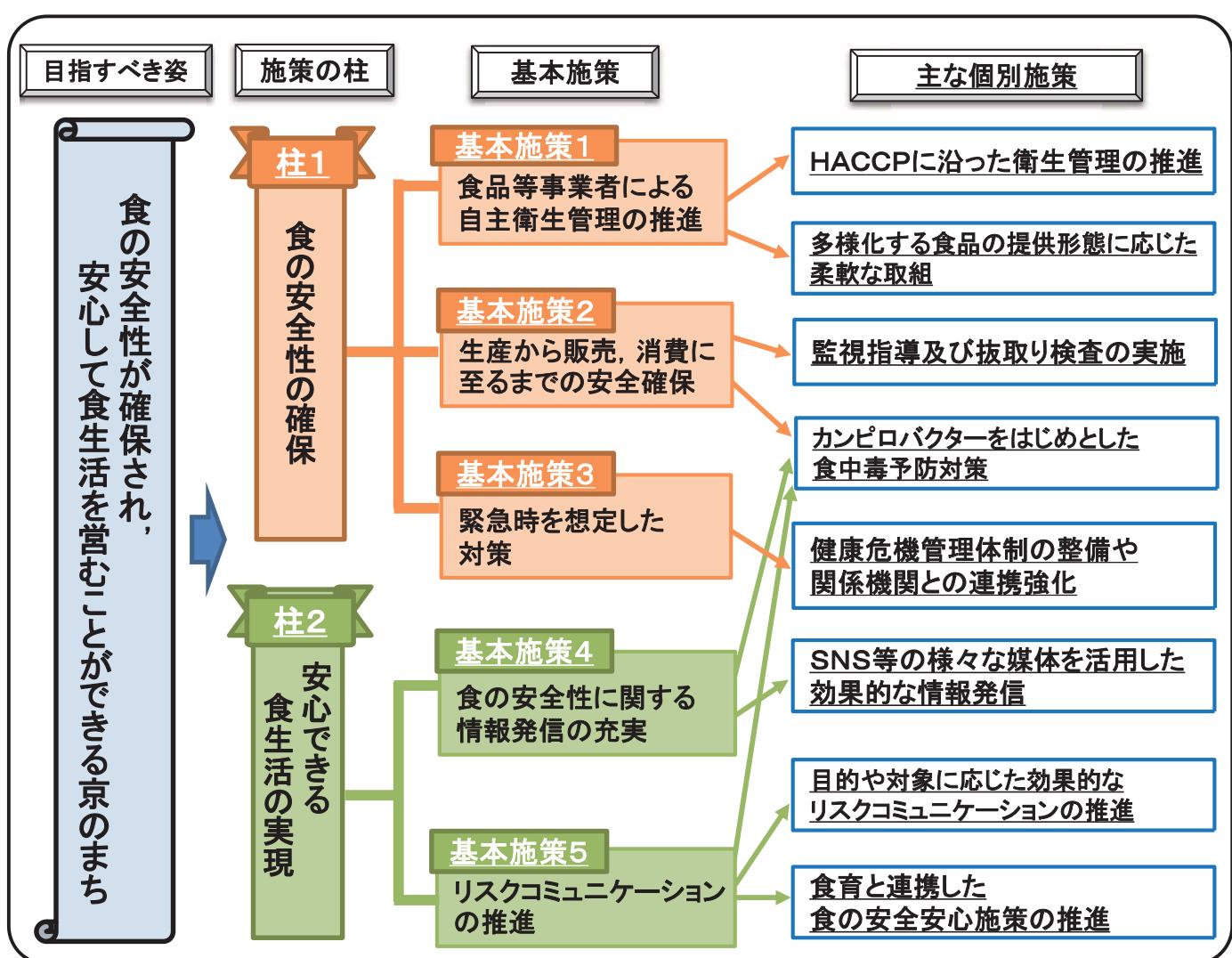
令和3年度（令和3年4月1日）から令和7年度（令和8年3月31日）までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、想定外の事案（新たなリスクの顕在化等）や科学技術の進歩、関連する法令の改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 施策の展開

(1) 施策の体系

「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」の実現に向け、「食の安全性の確保」と「安心できる食生活の実現」の2つを施策の柱とし、それぞれに基本施策を掲げ、様々な個別施策を展開していきます。



(2) 施策の柱と基本施策

2つの施策の柱の下に5つの基本施策を掲げ、様々な取組を推進します。

柱1

食の安全性の確保

食品の生産から販売に至る各段階において、主に京都市や食品等事業者による様々な取組を推進します。

施策1 食品等事業者による自主衛生管理の推進

食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を更に推進するため、国際標準のHACCPに沿った衛生管理の推進や京都市独自の「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」の活用を図ります。

施策2 生産から販売、消費に至るまでの安全確保

農畜産物の生産者に対する農薬の適正使用や家畜衛生防疫対策の普及、食品製造業者や販売業者等への効率的、効果的な監視指導や検査、さらには適切な食品表示やアレルギー物質対策を推進し、食中毒の発生や流通食品の違反件数を減少させます。

施策3 緊急時を想定した対策

日常から、食品の安全に係る事故発生に備えた危機管理体制を整備するとともに、事案に対応する職員の資質向上を図ることで、緊急時における迅速かつ適切な対応を目指します。

柱2

安心できる食生活の実現

市民や観光旅行者等に対し、京都市や食品等事業者が積極的に情報提供し、正しい理解と信頼を得るための取組を推進します。

施策4 食の安全性に関する情報発信の充実

市民や観光旅行者等に向け、情報収集手段の多様化を踏まえ様々な媒体を活用して、食の安全性に関する情報を継続的に発信します。

施策5 リスクコミュニケーションの推進

市民や食品等事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見を交換する機会を設け、食品の安全性について相互理解を図ります。

(3) 施策の進行管理

「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」の実現を目指し、個別施策の取組を総合的に評価する目安として、2つの施策の柱（①「食の安全性の確保」、②「安心できる食生活の実現」）ごとに指標を設定します。

【柱1】食の安全性の確保

指標	目標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
健康被害の防止			
重篤又は大規模食中毒発生件数	重篤(重体又は死亡に至る健康被害)又は大規模(患者数50人以上)食中毒の発生件数をゼロにする。	0件	2件
食中毒発生件数	食中毒の発生を減少させる。	10件以下	13件
安全な食品の流通			
抜取り検査での違反件数 (市内製造食品)	市内で製造される食品の違反を減少させる。	0件	2件
新規 自主回収着手の届出件数		10件以下	20件
自主衛生管理の推進			
新規 HACCPに沿った衛生管理の定着率	HACCPに沿った衛生管理を定着させる。	100%	—

【柱2】安心できる食生活の実現

指標	目標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
食の安全安心に関する理解の促進			
情報発信回数	多様な媒体で食の安全安心に関する情報を発信し、正しい情報を気軽に入手できる環境をつくる。	60回以上	38回
新規 食の安全安心情報の受け手の人数	講習会やイベントの参加者、京都市のホームページやSNSの閲覧者等、食の安全安心情報の受け手の人数の増加を図る。	10万人以上	11,966人 (講習会、イベント参加人数)
新規 市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度	参加者の理解度を把握して、実施内容等を継続的に見直し、参加者の理解の促進を図る。	100%	—

(4) 主な個別施策

関連する主な施策

1 ハサップに沿った衛生管理の推進

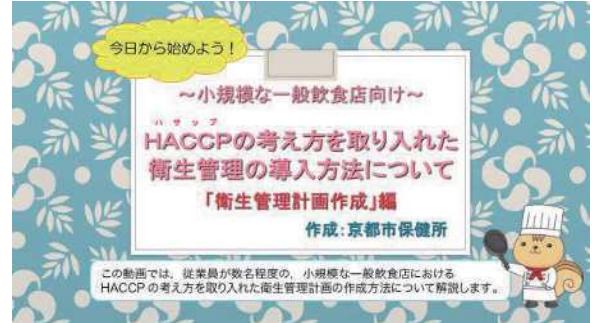
施策 1

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から、原則として全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。

このため京都市では、食品等事業者自らHACCPに沿った衛生管理を導入し、定着できるよう、施設への立入調査や講習会等のあらゆる機会を活用して指導や助言等、必要な導入支援を行います。

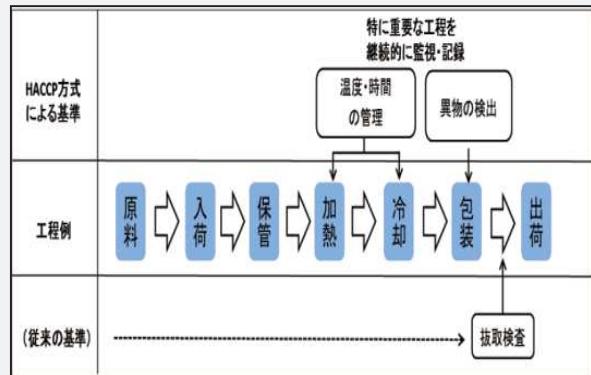
また、更なる衛生管理の向上につなげるため、京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度の活用を図ります。

さらに、HACCPに沿った衛生管理の導入支援を適切に実施するため、国等が開催するHACCPに関する研修会への参加や日常業務を通じた研さん等により、指導・助言等を行う本市食品衛生監視員の資質向上に努めます。



HACCPとは

- HACCPとは、微生物による汚染や金属の混入等の危害を分析したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する衛生管理の手法です。
- 従来の基準に比べ、問題のある製品の出荷をより効果的に防止することができ、事故等の原因追究や改善が容易となります。
- 先進国を中心義務化が進められています。
- 日本では、平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月から原則として全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることがなりました。



京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度とは

- 食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を京都市が評価、認証する、HACCPによる衛生管理の考え方を一部取り入れた京都市独自の制度です。
- 食品等事業者自らが、自主的な衛生管理の取組を推進することで、食中毒の発生や異物混入等を低減し、市民等の皆様に、より安全な食品が提供されることを目的としています。



2 多様化する食品の提供形態に応じた柔軟な取組

施策 1

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、食品のテイクアウトやデリバリーを行う食品等事業者が増加するなど、社会情勢等により食品の提供形態は変化します。

京都市では、このような変化に対応した柔軟な取組を展開し、安全な食品が提供されるよう適切な衛生管理について指導、助言等を行います。

また、子ども食堂や模擬店など、営業とはみなされない事業主体においても、食品の安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう指導、助言等を行い、取組の後押しを行います。

3 監視指導及び抜取り検査の実施

施策 2

食品衛生法に基づき毎年度策定する「京都市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設への監視指導や市内で製造、販売されている食品の抜取り検査を実施し、違反食品の流通防止や食中毒の未然防止、施設の衛生管理の向上を図ります。

京都の特色を踏まえ、京の食文化を支える食品の製造施設の監視指導や抜取り検査を実施するとともに、食品の流通形態や社会情勢の変化などにも柔軟に対応しながら、効率的、効果的に実施します。



4 カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策

施策 2

近年の京都市における食中毒の傾向として、カンピロバクター及びノロウイルスを原因とするものが依然として上位を占めています。

カンピロバクターによる食中毒は、鶏肉の生食や加熱不足を原因として、特に若年層で多発していることから、食品等事業者及び消費者双方に鶏肉の生食のリスクについて啓発することが必要です。

また、ノロウイルスによる食中毒は、調理従事者を介した食品の汚染による発生事例が散見されることから、食品等事業者に対して、食品の適切な取扱いや十分な手洗い等、二次汚染対策について啓発することが必要です。

このように、食中毒菌の特徴や過去の事例等を踏まえて、食品等事業者及び消費者双方に適切な啓発を行い、カンピロバクターをはじめとした食中毒の未然防止を図ります。



5 健康危機管理体制の整備や関係機関との連携強化

施策 3

食中毒等の健康危機事案の発生に備え、京都市では、日常から緊急連絡網や対応マニュアルなどを整備するとともに、広域連携協議会等を活用し、関係機関との情報の共有や連携体制の構築を推進します。

また、食中毒等の健康危機事案が発生した場合は、全市で一つの拠点に集約した医療衛生センターのスケールメリットを活かした迅速かつ柔軟な対応を図ります。

さらに、原因究明や被害拡大防止措置を迅速かつ的確に実施するため、国等が開催する食品衛生に関する研修会への参加や日常業務を通じた研さん等により、施設調査等を行う食品衛生監視員の資質向上に努めます。

6 SNS等の様々な媒体を活用した効果的な情報発信

施策 4

食に関する様々な情報が氾濫する中、食の安全安心の確保を図るために、消費者の方が必要な知識を持ち、理解を深めることが重要です。

このため、食の安全安心に関する情報が気軽に得られるよう、年代ごとの情報収集手段の特徴を踏まえ、様々な媒体を複合的に活用して情報発信に努めます。



令和元年度 利用しているテキスト系ニュースサービス

	紙の新聞	新聞社の有料ニュースサイト	新聞社の無料ニュースサイト	ポータルサイトによるニュース配信	ソーシャルメディアによるニュース配信	キュレーションサービス	いずれの方法でも読んでいない
全年代(N=1500)	49.2%	2.7%	12.1%	67.1%	44.1%	16.9%	6.0%
10代(N=142)	23.2%	0.7%	12.0%	47.2%	62.0%	12.7%	14.1%
20代(N=211)	21.3%	2.8%	11.8%	71.1%	56.9%	16.6%	9.0%
30代(N=253)	30.8%	1.6%	11.5%	75.1%	51.4%	19.8%	6.3%
40代(N=326)	50.0%	3.1%	13.2%	79.1%	44.2%	16.6%	4.3%
50代(N=278)	67.3%	3.6%	13.7%	74.1%	40.3%	16.9%	1.4%
60代(N=290)	80.0%	3.1%	10.3%	46.9%	23.1%	16.9%	5.9%
男性(N=758)	50.4%	2.9%	13.5%	69.4%	34.7%	17.9%	6.5%
女性(N=742)	48.0%	2.4%	10.8%	64.8%	53.6%	15.8%	5.5%

令和元年度 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率

	全年代(N=1500)	10代(N=142)	20代(N=211)	30代(N=253)	40代(N=326)	50代(N=278)	60代(N=290)	男性(N=758)	女性(N=742)
LINE	86.9%	94.4%	95.7%	94.9%	89.3%	86.3%	67.9%	85.1%	88.8%
Twitter	38.7%	69.0%	69.7%	47.8%	33.4%	28.1%	9.3%	41.8%	35.4%
Facebook	32.7%	28.9%	39.3%	48.2%	35.9%	33.5%	12.1%	33.4%	32.1%
Instagram	37.8%	63.4%	64.0%	48.6%	32.5%	30.9%	9.3%	31.9%	43.8%
mixi	4.1%	1.4%	6.6%	5.1%	4.0%	4.7%	2.1%	4.0%	4.2%
GREE	2.1%	1.4%	4.3%	1.2%	3.7%	1.1%	0.7%	2.5%	1.6%
Mobage	4.2%	7.7%	8.1%	4.7%	3.7%	2.2%	1.7%	5.9%	2.4%
Snapchat	2.9%	12.7%	2.8%	3.2%	1.8%	0.7%	1.4%	3.0%	2.8%
TikTok	12.5%	47.9%	20.4%	12.5%	5.5%	6.5%	2.8%	11.3%	13.6%
YouTube	76.4%	93.7%	91.3%	85.4%	81.3%	75.2%	44.8%	79.7%	73.0%
ニコニコ動画	17.4%	30.3%	33.2%	20.6%	12.3%	14.4%	5.5%	20.4%	14.3%

年代によって
情報収集手段が
異なるね！



出典：総務省情報通信政策研究所
「令和元年度 情報通信メディアの
利用時間と情報行動に関する調査」

7 目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進

施策 5

リスクコミュニケーションでは、食の安全安心について自ら関心を持ち、正しい知識を広め、行動できる人材の育成を目指します。推進に当たっては、目的や対象とする年代を踏まえて内容や方法を工夫します。

「大学のまち・学生のまち」である京都の特色を踏まえ、特に将来の担い手である学生をはじめとした子ども・若者に対するリスクコミュニケーションを推進します。



リスクコミュニケーションとは

○市民、食品等事業者及び行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換し、食品の安全性についての理解を深めること。

8 食育と連携した食の安全安心施策の推進

施策 5

健康で豊かな食生活を送るためには、食品の安全性が確保されているほか、食に関する心をもち、自ら健全な食生活を実践する必要があります。

このため、食に関する施策の両輪として、食育事業と連携して取組を進めていきます。特に「食育指導員」による食育活動を通じ、保育園児や小学生のみならず、学生、成人への食の安全安心に関する情報発信を重点的に行います。

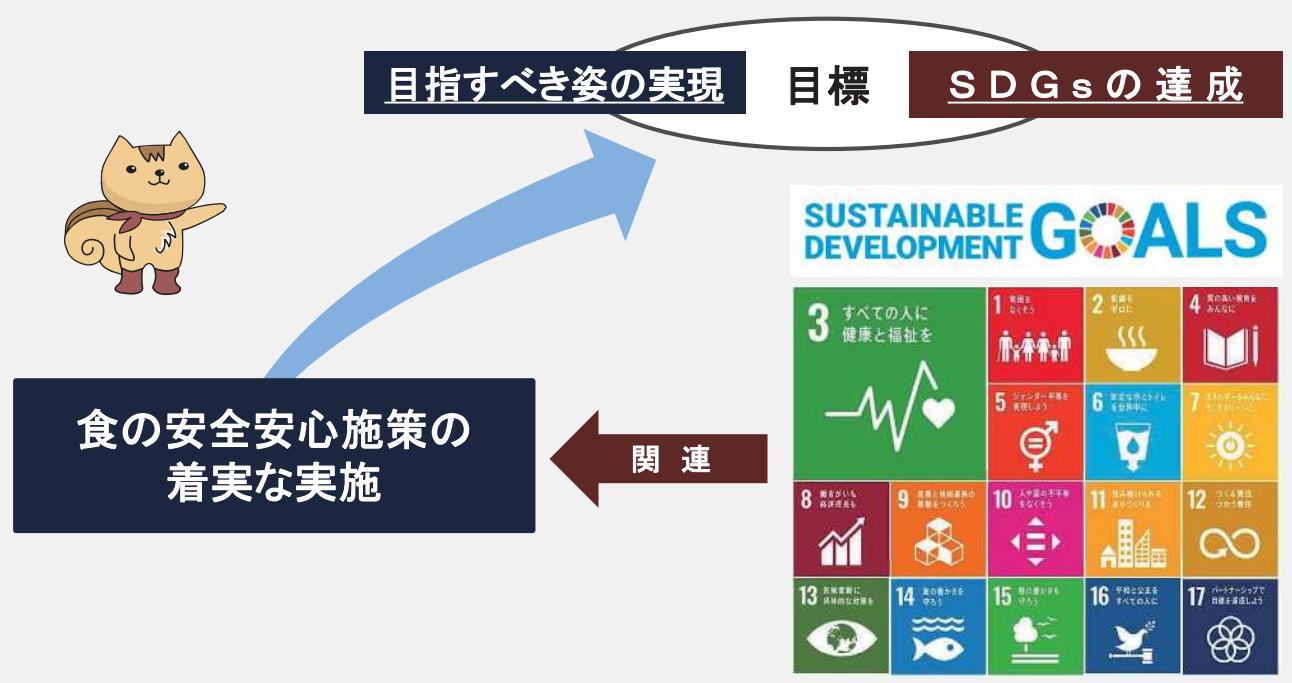


SDGsと推進計画の主な関連

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連において、気候変動、自然災害、生物多様性などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標です。目標達成に向けて、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、更には地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。

推進計画に掲げる目指すべき姿「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」はSDGsが掲げる「ゴール3：すべての人に健康と福祉を」に深く関わるもので、また、推進計画の取組を着実に進め、食品の安全性が向上することは食品事故等に伴う食品廃棄の減少につながることから、「ゴール12：つくる責任つかう責任」にも通じるなど、食の安全安心施策は、「ゴール3：すべての人に健康と福祉を」を中心に、様々なゴールにつながっています。

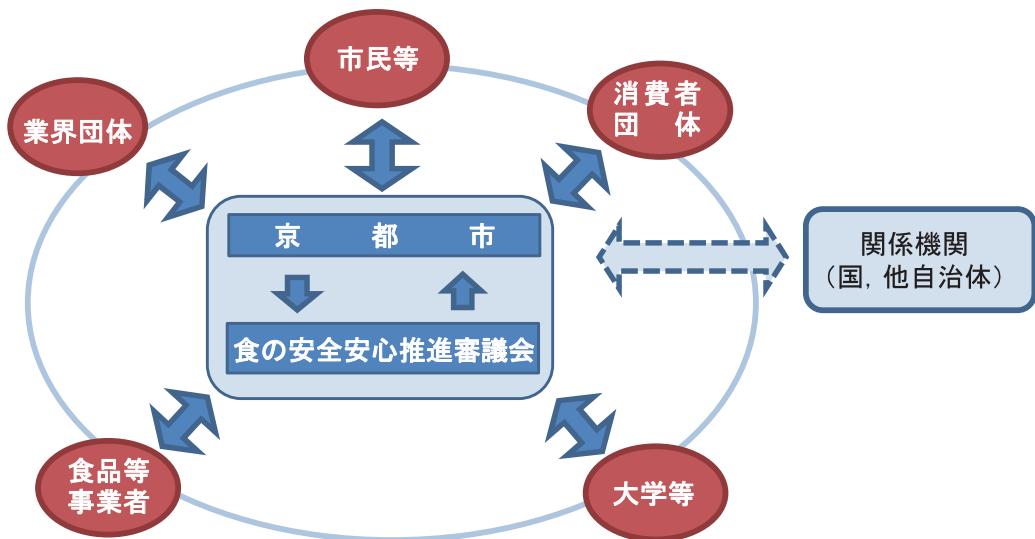
SDGsの達成も視野に入れて食の安全安心施策を着実に実施することにより、目指すべき姿を実現させるとともに、「ゴール3：すべての人に健康と福祉を」をはじめとしたSDGsの達成に寄与します。



4 推進計画の推進体制及び進行管理

(1) 推進計画の推進体制

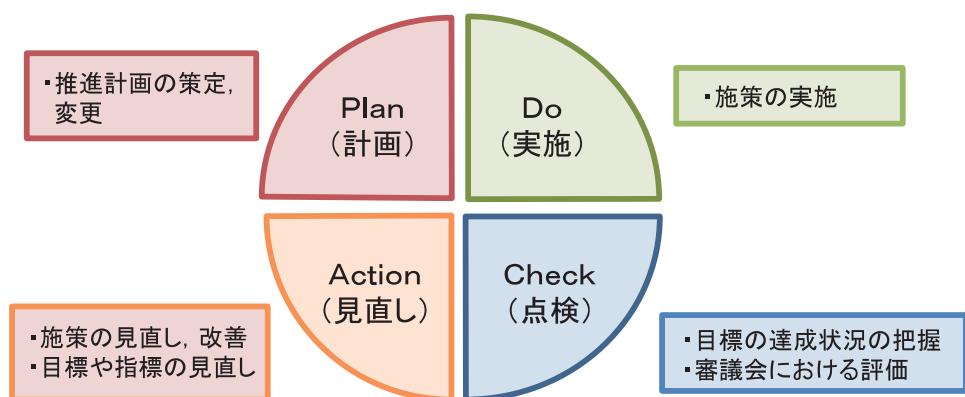
推進計画に定める施策の推進に当たっては、市民等や食品等事業者との協働の下、食の安全安心推進審議会や府内関係部局と連携しながら各種施策に取り組みます。



(2) 推進計画の進行管理

P D C A (計画, 実施, 点検, 見直し) の考え方に基づき、進行管理を行います。
施策の実施状況については、毎年度取りまとめ、食の安全安心推進審議会からの評価を得た後、公表します。

なお、評価の結果、施策の内容等に変更が必要な場合には、適宜、見直しや改善を図ります。



次期「京都市食の安全安心推進計画骨子案」に関する 御意見応募用紙（応募期限：令和2年12月25日まで）

1 全体について、御意見を御記入ください。

2 本計画骨子(案)で設定している指標について、御意見を御記入ください。(5ページ)

(御意見に関連する項目に✓を御記入ください)

柱1 食の安全性の確保 柱2 安心できる食生活の実現 その他

3 本計画骨子(案)に掲げる個別施策について、御意見を御記入ください。(6ページ～9ページ)

(御意見に関連する項目に✓を御記入ください)

HACCPに沿った衛生管理の推進 多様化する食品の提供形態に応じた柔軟な取組
監視指導及び抜取り検査の実施 カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策
健康危機管理体制の整備や関係機関との連携強化 SNS等の様々な媒体を活用した効果的な情報発信
目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進 食育と連携した食の安全安心施策の推進 その他

4 その他、御意見がございましたら御記入ください(自由記入欄)。

御意見をまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ当てはまる番号に「○」を御記入ください。

性 別	1 男性	2 女性	3()	4 答えたくない
年 齢	1 20歳未満	2 20歳代	3 30歳代	4 40歳代 5 50歳代
お住まい等	6 60歳代	7 70歳以上		

御意見の取扱について

- 個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱います。
- 御提出いただいた御意見の主旨とそれに対する京都市の見解等は、京都市医療衛生企画課のホームページで公表します。なお、御提出いただいた御意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめ御了承ください。



宛 先

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 食品安全担当 宛

FAX : 075-222-4062

郵送 : 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル7階

